

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人鳥取県共同募金会

令和3年度 事業計画書

目 次

【はじめに】	1
【事業方針】	1
1 適切な組織運営	2
(1) 役員会等の開催	
(2) 中央、ブロック会議等への参加	
(3) 市町村共同募金委員会との連携	
2 共同募金活動の推進	3
(1) 一般募金の取組み	
(2) 募金運動の期間拡大の取組み（つかいみちをえらべる募金）	
(3) ふるさとサポート募金の取組み	
(4) 税制上の優遇措置の取扱い	
3 寄付金による助成	4
(1) 一般募金助成	
(2) 歳末たすけあい運動	
(3) 募使途選択募金助成（つかいみちをえらべる募金）	
(4) 全国共通助成テーマ	
(5) 本県出身のハンセン病療養所入所者へのお見舞い	
(6) 災害見舞金の交付	
(7) 災害等準備金積立金取崩し金助成	
(8) 共同募金以外の寄付による助成	
(9) 助成事業の調査	
4 広報・啓発活動の推進	6
(1) 初日行事・赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の実施	
(2) 「募金ボランティアの手引き」の作成	
(3) 広報・運動資材の作成・活用	
(4) 報道機関へテレビ・ラジオスポット放映・放送の素材提供	
(5) 地方紙への広告掲載	
(6) ホームページへの掲載	
(7) 赤い羽根データベース「はねっと」の活用	
5 企業との連携強化	7

6	災害等準備金及び災害たすけあい運動	8
7	顕彰事業・見舞金	8
8	民間資金助成事業の実施・協力	9
9	調査研究の実施	9

令和3年度事業計画

【はじめに】

「国民たすけあい共同募金」として昭和22年に社会福祉の復興から始まった共同募金運動は、本年度で75回目を迎える。

その間、それぞれの時代に求められた福祉課題や地域福祉の推進のため、住民相互のたすけあいを基調に共同募金運動が展開されてきたが、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっているとも指摘されており、募金総額は平成7年(1995年)をピークに減少の一途をたどっている。今後もこの傾向が続けば地域福祉の推進に必要な助成額の確保が困難となる。

また、毎年のように発生する豪雨災害などに備える災害等準備金制度が、被災地域での災害ボランティア活動を財政面から支援しており、その重要は一層増大している。

一方で、地域を取り巻く環境は、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援制度の制定、介護保険制度や社会福祉法人制度改正など整備・拡充が図られてきたが、公的制度やサービスでは十分に対応できない地域課題、制度のはざまにある福祉課題に対する支援活動や資金ニーズが拡大してきている。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染拡大は、感染することへの恐れや先行きの不透明感から人々は不安感を強め、精神的に追い詰められている人も増加しており、様々な生活課題をより深刻化、長期化させている。

このような中、70年答申(※)では共同募金運動性の再生、組織や助成・募金のあり方等について見直しが求められており、中央共同募金会のみならず県共同募金会、市町村共同募金委員会が、その実現に向けともに取り組んでいく重要課題である。

また、平成29年度の社会福祉法の改正に伴い、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、公益性・非営利性を確保する観点から制度が見直されたことから、県民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する法人として事業を展開していく必要がある。

※ 共同募金運動が始まって70年目の平成28年2月、中央共同募金会 企画・推進委員会が「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」と題して提言・答申したものを。

【事業方針】

70年答申においては、実行計画を策定し具体的な数値目標を設定して、定期的に進捗状況を確認しながら、具体的な取り組みを実施することが求められている。

この答申を具体的に進めるための「答申の推進方策」では、取組み内容と目標が示されており、本会としても平成30年度に鳥取県共同募金会実行計画を策定し、市町村共同募金員会と連携してこれらの取組みや目標を推進している。

今般の新型コロナウイルス感染下にあっても、その予防や拡大防止対策を徹底するとともに、「鳥取型『新しい生活様式』」に配慮しながら、地域において取り組まれる福祉活動を支援するための共同募金運動を実施する一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響に苦しむ人々を支援するため、積極的に中央共同募金会や全国の共同募金会と協働して全国キャンペーンを実施することとし、次のとおり継続して取り組む。

- 募金については、約8割を占める戸別募金について世帯数の減少などの影響も懸念されるが、今後も引き続きこの取り組みを維持する。

また、募金増額を図るため「寄付付き商品」の取扱い企業を新たに開拓することや、地域の福祉課題を解決するため福祉団体が寄付者にその用途を直接訴え掛ける「用途選択募金」（つかいみちをえらべる募金）など、新たな手法を促進する。

- 助成については、社会的孤立の解消や生活困窮者等への支援を進めるため、全国共通助成テーマの推進を図るとともに、福祉ニーズに基づいた事業を積極的に計画する。

特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的に困窮する人や自死者の増加が大きな問題となる中、どんな困難な状況にあっても誰もがその人らしく暮らせるための支援が求められていることから、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会と協働して全国キャンペーンに取り組む。

- 鳥取県中部地震などの突発的な災害に備えるため、災害等準備金制度の周知及び災害発生時に的確に対応するための災害支援制度の研修等を市町村共同募金委員会の職員を対象に行う。

- 広報・啓発については、募金目的や助成内容を住民に分かり易く公表し、募金運動に対する住民の理解と参加を促進するとともに、地域福祉の課題解決に向けて、市町村共同募金委員会と本会が連携・協力して実施する。

また、ホームページにおける助成メニューや募金実績など、本会が発信する情報を分かり易く、また容易にアクセスできるよう必要な改修を行う。

1. 適正な組織運営

県民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人として、積極的に情報提供・公開を行って事業運営の透明性の向上を図り、本会の適正な会務の運営等を行う。

(1) 役員会等の開催

- ・理事会 年4回
- ・評議員会 年3回
- ・監事会 年1回
- ・評議員選任・解任委員会 必要の都度
- ・配分委員会 年3回

(2) 中央、ブロック会議等への参加

- ・中央共同募金会関係
 - ア 評議員会の出席 年2回
 - イ 常務理事・事務局長会議の出席 年2回
 - ウ 職員研修の参加 年2回
 - エ 赤い羽根全国ミーティングの参加 年1回
- ・中国四国ブロック関係
 - ア 常務理事・事務局長会議の出席 年1回
 - イ 職員会議の出席 年1回

(3) 市町村共同募金委員会との連携

- ・相談対応・情報提供のための訪問
- ・担当者会議・研修会の開催（年2回）
- ・運動推進のための募金運動資材の作成・購入
- ・広報運動グッズ・資材（着ぐるみ「愛ちゃん」、綿菓子機等）の貸出
- ・法人募金の推進支援
- ・「寄付付き商品」（企業の社会貢献活動）取扱い企業の開拓

2. 募金活動の推進

共同募金は、地域の福祉課題を解決するための募金と助成に関する計画をたて、事前に使いみちや集める額（目標）を定め、「地域をつくる住民を応援する」募金運動として展開する。

また、中央共同募金会が主唱する全国共通助成テーマであり、現在課題となっている社会的孤立の解消に向けた募金活動への展開につなげるため、地域ニーズや課題の掘り起しを行い、募金運動の期間拡大を活用した「使途選択募金」やインターネットを通じた地域選択募金「ふるさとサポート募金」などの手法を取り入れて募金運動を推進する。

(1) 一般募金の取組み

一般募金の約8割を占める戸別募金について、引き続き重点的に取り組むとともに、一般募金の1割強を占める法人募金の増額を図るよう取り組むこととする。

(2) 募金運動の期間拡大の取組み（つかいみちをえらべる募金）

「使途選択募金」として県内の福祉団体が自ら取り組む福祉課題解決のため、その使途を寄付者に直接訴え掛ける募金活動を行い、寄せられた募金にマッチング（加算）を付して助成する。

【募金運動の期間拡大】令和4年1月1日～3月31日

(3) ふるさとサポート募金の取組み

中央共同募金会のホームページを活用し、県・市町村並びに高齢者や障がい者の支援など、寄付先や使途の指定が可能なクレジット決済による募金に取り組む。

(4) 税制上の優遇措置の取扱い

寄付者に対する税制上の優遇措置の周知に努め、募金の増額を図る。

(個人寄付に対する所得控除又は税額控除、法人寄付に対する損金算入制度)

【租税特別措置法改正に伴う税額控除に係る鳥取県の証明有効期間】

平成29年6月23日～令和4年6月22日まで

3. 寄付金による助成

寄付者の負託に応えるとともに地域福祉の一層の推進に寄与するため、鳥取県社会福祉協議会の意見を聴くとともに、各市町村共同募金委員会が策定する共同募金推進計画を踏まえ、地域の福祉ニーズに十分配慮した効果的な助成計画を策定する。

なお助成決定後は、速やかに使途内容等の結果を公表し透明性の向上を図る。

歳末たすけあい(地域歳末、NHK歳末)については、共同募金委員会と社会福祉協議会等の関係機関、NHK鳥取放送局と協調して実施する。

なお、大規模災害(災害救助法の適用等)時の被災者支援ボランティア活動のための災害等準備金の拠出については、中央共同募金会及び中国ブロック共同募金会と連携・協調して実施する。

(1) 一般募金助成

市町村共同募金委員会の募金額の70%を地域助成枠とし、推進計画において位置付けられた助成計画に基づき助成する。

市町村共同募金委員会の募金額の30%と本会の募金額を加えた額を、広域助成枠として決定された助成計画に基づき、民間社会福祉施設、県域民間福祉団体等に助成する。

(2) 歳末たすけあい運動

新たな年を迎える時期に、誰もが地域の一員として参加できる様々な福祉活動等を推進するため、組織的・計画的な運動として市町村共同募金委員会と社会福祉協議会等の関係機関・団体が協調して募金活動を行い、寄せられた募金を決定された助成計画に基づき助成する。

【地域歳末たすけあい運動】 令和3年12月1日～12月31日

【NHK歳末たすけあい運動】 令和3年12月1日～12月25日

(3) 使途選択募金助成(つかいみちをえらべる募金)

共同募金の運動期間が拡大されたことに伴い「使途選択募金」として、県内の福祉団体が主体となり、共同募金会と協働してその使途を寄付者に直接訴える募金活

動を行う。

寄せられた募金は、当該団体が取り組む地域福祉課題の解決のための事業に助成する。

(4) 全国共通助成テーマ

ア 赤い羽根共同募金助成

新型コロナウイルスの影響により、人と人とが距離を取り接触する機会を減らすことが求められる中、多くの人々が、日ごろ誰かと繋がっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さに改めて気付かされた。

こうした状況の中、繋がることを諦めず、孤立や孤独の問題に取り組む活動を支援する必要がある。

【共通テーマ】

「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」

イ 全国キャンペーン助成

新型コロナウイルス感染下で様々な困難に直面している住民を支援する活動を応援するため、令和2年度に引き続き、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会と協働して全国キャンペーンを実施する。

なお、企業等に対する募金の呼び掛けは中央共同募金会が行い、本会は県域で活動する団体等を対象に助成する。

【共通テーマ】

赤い羽根 新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援全国キャンペーン

「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」

(5) 本県出身のハンセン病療養所入所者へのお見舞い

ハンセン病療養所入所者を訪問するなど、本県出身の入所者をお見舞いするとともに慰霊塔等の参拝を行う。

【本県出身者】 全国4施設に6名が入所

【療養所訪問】 令和3年10月 岡山県「長島愛生園」「邑久光明園」

(6) 災害見舞金の交付

平時の災害等により住家を全焼、半焼、また世帯員が亡くなられた場合に、その世帯の援護のため市町村共同募金委員会を通じて見舞金を交付する。

【半焼、半壊、半流出以上】 .1世帯当たり 20,000円

【死亡者】 1人につき 10,000円

(7) 災害等準備金積立金取崩し金助成

積み立て後3年が経過して取り崩した災害等準備金取崩し金を、緊急に即応する必要がある福祉事業の推進のため、災害等準備金積立金取崩し金助成事業方針に基づき助成を行う。

(8) 共同募金以外の寄付金による助成

企業の創業記念日等にあわせた社会貢献としての寄付を、共同募金の期間以外の時期においても受け入れ、共同募金の審査機能を活用したうえで民間の社会福祉事業に助成する。

ア 受配者指定のない寄付による助成

企業から社会貢献として受配者指定のない寄付があった場合には、助成する対象、助成額、助成地域等について寄付者の意向があれば協議し、その意向を踏まえた上で施設・団体等に助成する。

イ 受配者指定寄付金による助成

寄付者が特定の助成先を指定して受け入れた寄付金は、助成先における社会福祉施設整備費の法人負担金相当、又はそのために受けた融資に対する償還金相当であることから、所要の手続きを経たうえで助成する。

ウ 社会福祉法人（特定公益増進法人）寄付金による助成

企業等から指定寄付金制度による手続きを希望しない寄付金を受け入れた場合には、所要の手続きを経たうえで助成にふさわしい妥当性を持った社会福祉を目的とする事業に助成する。

(9) 助成事業の調査

適正な助成を行うため、申請事業の計画内容の詳細及び助成事業の実施状況並びに整備された物品等の使用状況等について、配分委員会が必要に応じ調査、確認する。

ア 書面審査の実施

イ 施設等実態調査の実施

ウ 施設等実態調査審査会の開催

4. 広報・啓発の活動の推進

共同募金の目的を積極的に周知するとともに、県民の理解と共感が得られるように分かりやすい広報活動に努めるものとし、ホームページや運動資材等を効果的に活用し積極的に展開する。

(1) 初日行事・赤い羽根空の第一便メッセージ伝達式の実施

募金運動の開始を告げる10月1日に初日行事の一環として、ANA（全日本空輸株式会社）の協力により厚生労働大臣、中央共同募金会長のメッセージの伝達を行うとともに、街頭募金を実施し運動に対する理解と協力を呼びかける。

また、市町村共同募金委員会が中心となり、各地域においても街頭募金活動等を実施する。

(2) 「募金ボランティア活動の手引き」の作成

募金運動の趣旨、運営、組織、使途等について、分かり易く要点をまとめた手引書を作成し、募金活動の協力ボランティアに配布し、円滑な運動実施のために活用する。

(3) 広報・運動資材の作成・活用

ポスター、赤い羽根、学校用組立式募金箱などの運動資材を作成・購入し、市町村共同募金委員会等が実施する募金運動に活用する。

本会オリジナルのピンバッジなどの募金グッズを作成し、募金拡大を図る。

広報と啓発を目的に運動マスコット着ぐるみ「愛ちゃん」の貸出を行う。

募金目標額、助成金の使途を掲載した戸別配布用チラシを市町村ごとに作成し、募金への協力と理解の促進を図る。

(4) 報道機関へテレビ・ラジオスポット放映・放送の素材提供

中央共同募金会作成のビデオ・DVD等のメディア広報資材を各報道機関へ提供し、放映・放送していただくことにより募金運動の周知を図る。

(5) 地方紙への広告掲載

募金運動の普及・啓発及び助成内容の公表、また県民に対する幅広い募金の呼びかけを行うため、地元新聞紙へ広告を掲載する。

新聞掲載の回数 年2回

(第1回：募金目標額・助成計画額 第2回：募金実績額・助成内訳)

(6) ホームページへの掲載

助成情報、募金実績、災害義援金などの情報を掲載し、年間を通じた情報発信を積極的に行う。

発信する情報を分かり易く、また容易にアクセスできるよう必要な改修を行う。

(7) 赤い羽根データベース「はねっと」の活用

全国の共同募金情報等が入力されているデータベース「はねっと」を活用することにより、寄付者等に市町村共同募金委員会及び本会の募金目標額・実績額、助成計画額・決定額、助成先の活用状況などの情報提供を行うとともに、全国の統計情報を活用する。

5. 企業との連携強化

中央共同募金会、市町村共同募金委員会と連携し、社会貢献を意図した寄付金や「寄付付き商品」を取り扱う企業の開拓を行う。

(1) 「自動販売機」を活用した募金寄付や「寄付付き商品」取扱い企業の開拓

- (2) 鳥取県商工会議所連合会などの経済団体に依頼し、傘下の会員企業に対し寄付の協力を求めるなど、募金運動の推進を図る。

6. 災害等準備金及び災害たすけあい運動

大規模災害（災害救助法の適用等）の発生に対応するため、社会福祉法で定められた範囲内（3%）で災害等準備金の積立を行い、大規模災害が発生した場合には、中央共同募金会の調整のもとその一部又は全部を拠出し、被災地域における災害ボランティア活動等の支援を行う。

また、全国的な大規模災害が発生した際には、関係機関と連携し義援金を募集するなど、全国的な運動に呼応して災害たすけあい運動（義援金の取次協力等）を実施する。

【準備金の積立】 募金実績の3%を毎年度、3年間にわたり積み立てる。

【準備金の拠出】 本県又は国内において災害が発生し、拠出が必要となった場合には、「災害支援制度運営要綱」「災害支援制度実施要領」「災害支援制度の細目及び基準」に基づき迅速、かつ適切に支援を実施する。

7. 顕彰事業・見舞金

(1) 表彰・感謝の贈呈

共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者に対して、表彰状又は感謝状の贈呈を行う。

【県民総合福祉大会】 令和3年8月18日（水） 米子コンベンションセンター

(2) 表彰・感謝の推薦

県知事及び中央共同募金会会長、厚生労働大臣への顕彰候補者の推薦を行う。

(3) 奉仕者事故見舞金

「中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程」に基づき、共同募金運動の奉仕者及び共同募金委員会の役職員が、奉仕活動を原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、その被害の程度に応じて見舞金を贈呈する。

【傷病見舞金】

奉仕活動従事者が負傷し又は疾病に罹った場合、その者に対し贈呈
入院の場合

10日以内 1日につき 2,000円

11日以上 20,000円+1日につき3,000円加算

通院の場合

通院日数を2で除して得た日数を入院期間とみなし、入院の場合と同様の取扱いを行う。

【遺族見舞金】

奉仕活動従事者が死亡した場合、その者の遺族に対し贈呈

遺族見舞金 50万円

8. 民間資金助成事業の実施・協力

民間団体が行う助成制度を積極的に活用することにより、社会福祉施設の改修、車両の整備、高額物品の購入等の要望に対応する。

(1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業に対する推薦

本県助成枠（5,980千円）の範囲内で推薦することとし、その決定にあたっては本会配分委員会に諮り、審議・決定する。

(2) 車両競技公益資金記念財団の助成事業の推薦

保育所、障がい者支援施設、更生保護施設であって、老朽化により改修等が必要な経費に対して助成される制度である。

近年は、申請案件がないが申請があった際にはその可否について、本会配分委員会に諮り、審議・決定する

9. 調査研究の実施

中央共同募金会において、共同募金会の組織基盤及び機能強化のあり方や、諸課題への対応、共同募金運動を始めとした共同募金会としての募金や助成に係る取り組みなどの中期的な方針を策定するため、新たに外部の有識者をメンバーとする「企画・推進委員会」が設置されることとなっている。

今後、都道府県共同募金会の意見も取り入れながら検討が進められる予定であり、本会としても適宜、意見を述べるとともにその状況を注視する必要がある。